

新司法試験及び社会保険労務士への簡裁訴訟代理権
付与等についての補足意見

2006年11月21日
日本弁護士連合会

新司法試験制度等について

1 法曹人口

法曹人口は、質と量の両方から考えるべきであり、質を無視して数だけを一人歩きさせることは、危険である。

司法制度改革審議会において、2010年ころまでに司法試験合格者を年3000人とするとの目標が設定されている¹。その後の法曹人口の検討は、社会における法的ニーズの検証、法曹の質の検証を踏まえてなされるべきである。一定の資質を備えない法曹が生まれることは、結局利用者である国民が多大な迷惑を被ることにつながる。

従って、当面の目標である合格者年3000人に達しかつその検証を行うまでは、新たな数値目標の設定はすべきではない。また、質のともなったしっかりした法曹養成を行うという観点から、合格者増の前倒しには、反対である。

2 予備試験と法科大学院制度

法科大学院を中核とした新しい法曹養成制度は、司法改革の大きな柱である。予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の道を確認する趣旨で設けられた制度であり、その意味では極めて例外的・補完的な制度である点を再確認すべきである²。このことは、法科大学院連携法が成立した際の参議院法務委員会の附帯決議において「新しい司法試験制度の実施に当たっては、法科大学院における幅広く多様な教育が適正に評価されるものとなるよう努めるとともに、司法試験予備試験の運用については、予備試験が経済的事情等の理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の道を確認しようとするものであり、法科大学院が法曹養成制度の中核であるとの理念を損ねることのないよう十分配慮すること」とされていることから明らかである³。

予備試験は、その制度設計によっては、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいる」等の人々に該当しない「通常の」法曹志望者を同試験に誘引

¹ 2002年3月19日閣議決定。

² 司法制度改革審議会意見書73頁参照。

³ 平成14年11月28日法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案並びに司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案に対する参議院法務委員会附帯決議

するものとなるおそれがあり、そうなれば法科大学院制度は骨抜きになる危険性をはらむ。予備試験がプロセスによる養成を旨とする法科大学院制度の趣旨を損ねることのないよう、その試験内容及び運用に格段の配慮が要求される。

社会保険労務士への簡裁訴訟代理権付与等について

1 検討のあり方について

司法制度改革審議会及びそれに続く司法制度改革推進本部での検討により、社会保険労務士にADRでの一定の代理権が与えられた。弁護士数が十分でなく国民への法的サービスが行き届かないという現状認識の下、「当面の法的需要を充足させるための措置」の一つとして認められたものである⁴。

司法制度改革審議会意見書が述べるように、21世紀のわが国の司法のあるべき姿は、プロフェッションとしての法曹を質・量とも十分なものとし、法曹のサービスを通じて「法の支配」を社会の隅々に浸透させることであった。そのために法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度が導入され、司法試験合格者数の大幅増員がはかられている。今後、弁護士数はかなりのペースで着実に増加する。また、ひまわり基金及び公設事務所等当連合会の弁護士過疎の解消のための取り組みや日本司法支援センター業務開始による司法アクセスの改善もはかられている。

社会保険労務士をはじめとする隣接法律専門職の代理権等については、司法制度改革審議会及び司法制度改革推進本部における数年間の検討を経て一定の結論をみているものである。全国社会保険労務士会連合会の要望は、社会保険労務士の代理権等を、司法改革の結果認められたADR代理権の施行もまだなされていないうちから、かつ何らの緊急性も認められないのに、そのさらなる拡大を検討することを要望するものであり、この課題を検討すること自体に大きな疑問がある。仮に今後さらに検討がなされることがあるとしても、法曹制度と関連付けた隣接法律専門職制度全般、さらには司法制度全般の問題の中での総合的検討であるべきであって、一団体からの要望に応ずる形で個別的に検討することは適切でない。

2 社会保険労務士の専門性について - 司法書士との対比

司法書士には能力担保措置を講じたうえで、簡裁訴訟代理権が認められている。認定司法書士の簡裁訴訟代理権については、「目的の価額」140万円の算定

⁴ 司法制度改革審議会意見書の該当箇所を再度引用する。「弁護士と隣接法律専門職種との関係については、弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、各法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある。しかしながら、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させるための措置を講じる必要がある。」(同意見書87頁)

基準の脱法的運用の問題，訴訟の過程で 140 万円を超えることとなった場合の弁護士への引継ぎ等の問題があるものの，法曹人口が十分になるまでの過渡的措置としてそれなりの役割を果たしていると評価できる。

しかし，認定司法書士の簡裁訴訟代理権の状況を社会保険労務士にあてはめ，社会保険労務士にも簡裁訴訟代理権を認めることを検討すべきであるということにはならない。司法書士は，簡裁訴訟代理権を認められる前から，登記申請事務とともに裁判所提出書面の作成及びそれに関する相談を長年業として行ってきており（司法書士法 3 条 1 項 4 号，5 号），業務上訴訟に密接に関わってきた実績がある。また，司法書士試験の科目には，従前より，民法，民事訴訟法があり，法曹の試験である司法試験とは同等でないとしても，これらの科目の基礎的素養は身につけたうえで，訴訟の周辺業務を行っていた。このような実績と素養を踏まえ，少額の事件について弁護士の不足を補う趣旨で，簡裁訴訟代理権が認められたものである。

社会保険労務士には，これに比肩しうるような実績と素養は全くない。民法と訴訟法の素養の欠如は，訴訟代理を業として行うについて致命的である。個別労働関係事件の解決には，労働関係法はもちろん，民法の総則，債権総論，契約法理の基本的知識が必要不可欠である。このことは，紛争の目的の価額が 140 万円以下であっても同様である⁵。

そもそも社会保険労務士は，社会保険関係の法務及び労働関係の諸官庁への届出等の事務について専門性を有するものである。平成 12 年改正で個別労働関係の紛争解決について業として限定的な関与が認められた（労働局の個別労働紛争のあっせん代理）に過ぎない。平成 17 年改正により，一部民間 ADR での限定的な代理権も認められているが，未施行である。認定司法書士が簡裁訴訟代理権を認められるのなら社会保険労務士も個別労働関係訴訟について簡裁訴訟代理権を認めることを検討するというのは，あまりに乱暴な議論である。

3 試験科目追加，研修等での補完について

全国社会保険労務士会は，素養，実績の足らざるところは，憲法・民法・民事訴訟法等の試験科目追加や研修で補うとする。

これらの科目を試験科目に加えるといっても，どの程度の習得度を合格基準に設定するかは明らかではない。簡裁訴訟代理権を念頭に置けば，司法試験に準ずる程度，少なくとも司法書士試験と同程度の習得度が必要になるだろうが，それはこれまでの社会保険労務士とは異なる新たな資格を創設するに等しいことになる可能性があるのであって，単なる試験科目の追加と考えるべきではな

⁵ 例えば，賃金請求事件であっても，その訴訟上の争点は，就業規則の不利益変更，降給・降格，懲戒，配転，成果主義賃金制度下での裁量の逸脱など様々に分かれる。また，解雇権濫用等判例が形成してきた労働契約に関する様々な法理の理解が必須となる。事案を検討して，法的な争点は何かを見極め，それを適切に主張し立証することが求められる。これらを間違えた場合には，依頼者の利益に反する結果となってしまう。

い。また、法律実務をになう職種として、法曹以外にそのような新たな資格を設けるべきかどうか自体についても、法曹制度及び他の隣接法律専門職制度との関連で時間をかけた多角的・総合的な議論が必要である。その議論に際しては、法律実務をになう資格としては、法科大学院 - 司法試験 - 司法修習 - 2回試験という複数回の試験を含む「プロセス」による養成の過程を経た法曹が中心となるべきことが、司法制度改革審議会において大きな方針として打ち出されていることを十分考慮すべきである。

いずれにせよ、試験科目追加は将来のことであるから、これらの科目を試験で試されていない現在の社会保険労務士については、結局「研修」のみによる補完ということになる。しかしながら、これらの法律の素養の基礎がないところに、「研修」を行うことは無理である。これまで弁理士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士の能力担保研修に協力してきた当連合会としては、そのような資格制度の基礎を無視した「研修」には国民に対して責任を持ってないことを申し上げておきたい。

4 社会保険労務士の代理権を拡大することのその他の問題について

社会保険労務士の ADR 代理権付与の法改正の際にも指摘されていたことであるが⁶、社会保険労務士は事業者側（使用者側）に立つことが圧倒的に多い⁷。社会保険労務士が労働者側の代理人となる場合、使用者側からの独立性を保持し、労働者側の代理人として公正な代理業務を行えるかどうかについても疑問の余地がある。そもそも實際上使用者側の代理をすることが多いと予想される状況で、現在より広く ADR やさらには簡裁訴訟代理権まで認めることは、仮にそのような必要性、相当性があつたとしても、社会的弱者の立場に立つことの多い労働者側の便宜はそのままにしておいて、労使一方の当事者である使用者側だけの便宜を図ろうとするものであるとの批判を免れず、格差拡大に拍車をかけることにもつながりかねない。少なくとも、労働問題の紛争解決制度の検討に際しては、労働者側の事情、意見を聴かずに行うことは手続的にも問題である。

5 国民のニーズ、利便性向上について

全国社会保険労務士会連合会は、社会保険労務士の個別労働関係事件の代理について国民の「潜在的ニーズ」があり、社会保険労務士に簡裁訴訟代理権を付与することが国民の利便性向上に資すると述べる。しかし、その「ニーズ」は、個別労働関係事件が存在しているというだけのデータであって、国民がその解決を特に社会保険労務士に期待していることを示すものではない。また、

⁶ 2005年1月21日付け当連合会「社会保険労務士法の改正に関する意見」、2005年3月10日付け日本労働弁護団「社会保険労務士法改正に対する意見」参照。

⁷ 貴WGにおける全国社会保険労務士会連合会ヒアリングにおいても重ねて確認されていることである（同ヒアリング議事録参照）。

「利便性」とは単なる低コストということではないのであって、個別労働関係事件についても、国民は、労使関係の特性を踏まえつつ正義に適った形で迅速に解決されることを希求していると考えられる。

なお、社会保険労務士が関与していた個別労働紛争のADRによる調整が不調に終わった場合、訴訟に移行することがありうるが、その場合依頼者は弁護士か認定司法書士に依頼せざるを得ず、それが依頼者にとって不便である点が根拠としてあげられている。しかしながら、そのようなニーズが具体的にどれほどあるのか、何ら検証がなされていない。そして、ADRが不調に終わったということは、もともと紛争性の高い事件であったとみるべきであって、社会保険労務士がそもそもADR代理人として関与することが適切でなかったということを示している⁸。このような事例があることに基づき、「国民の利便性向上」を理由に簡裁訴訟代理権付与を認めよとするのは、牽強付会の議論であるというほかない。いずれにせよ、この議論は、一を認めれば二を、二を認めれば三を、という議論にほかならず、あまりに乱暴な議論であると言わざるを得ない。

6 弁護士の労働事件対応について

労働事件を担う弁護士の数が少ないという全国社会保険労務士会連合会の主張は事実に反する。日本労働弁護団や経営法曹会議に所属する弁護士以外にも、多くの弁護士が労働事件を担当している⁹。労働事件は全国各地に生起するのであり、それらを各地の弁護士が担当している。大都市の弁護士だけ労働事件を担当しているというような事実はない。このことは、本年4月から実施された労働審判制が有効に機能していることから裏付けられる。

上記の通り、これから弁護士人口は相当のペースで増えることが予想され、司法アクセスの改善は着実にはかれることとなる。労働事件を担当する弁護士は、これからもますます増えると予想される¹⁰。

なお、簡易裁判所における通常民事事件の弁護士選任率が低率であることも指摘されているが、それは簡易裁判所の事件のかなりの部分がいわゆるクレジット・サラ金会社等の貸金・立替金請求事件で占められており、その最終解決も司法委員の活用による和解（分割弁済）が圧倒的に多いことに起因する。訴訟手続の中で主張・立証を尽くして判決に至る事件はごくわずかであって、それらについては弁護士が関与している。

⁸ 最初から弁護士に任せるべきだった、社会保険労務士がそれを見誤ったということである。

⁹ これら両団体は、それぞれ労働側からの労働事件、経営側からの労働事件を、専門的に受任する弁護士の任意団体であり、労働法、労働事件の調査・研究団体である。もともとは集団的労使関係の労働事件を主に担当してきたが、個別労働関係紛争の増加に伴い、多くの個別労働関係事件も担当している。他方で、このような団体に所属していない弁護士も、多数の個別労働関係事件を担当している。

¹⁰ 新司法試験の選択科目では、労働法が最も人数が多いことに注目されたい。

結語

新司法試験制度のあり方等の問題に関しても、隣接法律専門職の代理権等の問題に関しても、司法制度全般に関わる重要な課題である。司法制度にかかる諸課題については、司法制度改革審議会及び司法制度改革推進本部において、法曹三者のみならず社会各層からの意見を十分採りいれた議論を経て、一定の方向性と枠組みが形作られた。現在官民をあげてその実行の過程にある。規制改革・民間開放推進会議及び貴 WG におかれては、司法制度改革をめぐる検討の成果を無にすることのないよう、そして司法制度改革における議論の経過を十分踏まえて、課題を設定し検討いただくよう、格段の配慮を要望する。

以上